

令和3年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月27日(水)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番	原	淳利	1番	野谷	和雄
-----	---	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

会議の状況

【議長】

それでは皆さんおはようございます。第7回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名で全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

今日は雨ですが、じき止むと思いますので、会議後の農地パトロールもよろしくお願いたします。また、皆様に一つご報告があります。中里の人農地プランの際にも峯山周辺の農道整備について話が出たのですが、二宮町議会では大沼秀樹議員さんが委員長になって、遊休荒廃農地有効活用についてをテーマとした調査研究会が設立されており、町が所有している第2圃場及び中里の峯山周辺の農地の荒廃化の防止を議題として、初めて調査研究会が開催されましたのでご報告をさせていただきます。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、11番原敦利委員、1番野谷和雄委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入りますが、今回は報告事項が3件のみですので、報告事項(1)(2)(3)とありますが、これを連続して事務局から報告してもらって、その後質問等があれば受けさせていただこうと思います。それでは事務局より朗読及び報告をお願いいたします。

【事務局】

一 報告事項(1)朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、吾妻山の南西、JRの北側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

一 報告事項(2)朗読 一

それでは説明いたします。

電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用許可は不要ですが、県との事前協議が必要です。

関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、梅の木幼稚園の南に位置する農振農用地の土地となっております。転用の目的は携帯電話基地局を設置するものです。また、賃借権の設定期間は、5年間となっております。既に事業計画書を県に提出しております。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

No. 1については、本来第4回総会で報告すべきものでありましたが、報告が漏れておりましたので、ここでご報告させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

本件は、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっております。No. 1及びNo. 2について併せてご説明いたします。

実際の借主であるNo. 1の賃借人は、No. 2の賃貸人より、令和2年2月1日から令和12年2月1日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていました。No. 1の解約については、賃借人が栽培している作物が土壌に合わなかったため、合意解約に至り、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。No. 2の解約については、No. 1の合意解約後、新たな借り手を探していましたが、見つからなかったため、合意解約に至り、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

以上でございます。

【議長】

以上3件の報告事項について、もしご質問等があればここでお受けしますが、よろしいでしょうか。

では報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時40分閉会